

住居確保給付金を扱う不動産管理者または不動産所有者の皆様へ
(住居確保給付金支給事業へのご協力をお願い)

1. 住居確保給付金支給の目的

平成27年4月生活困窮者自立支援制度の必須事業として制度が開始されました。

離職または自営業の廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある者等に対して家賃相当分の住居確保給付金を支給することで、現在の住居を確保しながら就労機会の確保に向けた支援を行います。

令和2年4月20日より支給対象者が拡大し、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も本給付金の対象となりました。

○住居確保給付金支給事業の対象要件

対象者 : 住居を喪失するおそれのある者等

支給条件 : 収入資産要件等を満たしており、かつ就職に向けた活動を行う者

支給期間 : 原則3か月間（就職活動状況等により2回の延長が認められる場合があります）

支給額 : 生活保護の住宅扶助特別基準に準拠

上限額 単身世帯 53,700円 2人世帯 64,000円 3人世帯 69,800円

4人世帯以上はお問い合わせください

2. 協力をお願いしたい事項

離職者等が本事業を利用するにあたり申請者本人が持参する「入居住宅に関する状況通知書」に貸主様または貸主様から委託を受けた事業者様にご記入いただく必要があります。

なお、上記通知書は申請者本人より八王子市に提出していただきます。

3. 住居確保給付金支給までの手続きと流れ

申請者の受給資格が決定されると、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、八王子市から住宅の貸主様または貸主様から委託を受けた事業者様（賃料保証会社を含む）の口座に振り込まれることとなります。

振込者は「ハチオウジシカイケイカンリシャ（八王子市会計管理者）」となります。

※八王子市で申請に必要な書類がすべて確認できた時点で審査を開始します。

支給決定した場合の家賃の振込日は原則月末です。また、申請後の初回のお支払いは申請日によって当月末日に間に合わない場合があります。その場合は翌月の月末に2ヶ月分まとめて振込となります。その他申請者から貸主様等へ支給対象となる家賃月や支払日等について交渉させていただく場合もございます。

不動産業者様など皆様におかれましては、現在の雇用情勢や住宅を失うことの問題点、制度の趣旨などをご理解いただき、ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

【住居確保給付金支給事業担当窓口】

八王子市福祉部生活自立支援課

電話 042-620-7460